

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和2年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和2年12月18日（金）午後1時30分～午後2時15分		
開催場所	みよし市役所6階 601会議室		
出席者	（会長）鈴木 淳（会長職務代理）島 典広 （委員）酒井 直美 加藤 貴利 永田 志麻 石井 大 大澤 和貴 奥村 昌代 久野 和美 鈴木 亜希恵 高根 美代 （事務局）廣瀬福祉部長、深津福祉部次長、石田保険年金課長、岡田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和3年1月29日（予定）		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 令和3年度みよし市国民健康保険税の税率について		

<会議録> 保険年金課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和２年度第２回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の石田です。よろしくお願いします。本日の会議につきましては令和２年度第２回とさせていただきます但、第１回につきましては、本年８月に書面により開催させていただきますことをご理解いただければと思いますのでよろしくお願いします。 なお、本日の会議は約１時間程度を予定しております。 なお、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付させていただいておりますが、Ａ４ 次第と、Ａ４ で右上に「資料」と書かれたもの。Ａ３ で右上に「参考資料」と書かれたもの。になります。 資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに、鈴木会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。会長をお願いします。
鈴木会長	社会福祉協議会の鈴木でございます。 今日は年末の寒い、忙しいところお集りいただきありがとうございます。 先ほど、課長からも説明があったように第１回の会議は書面決議という形で報告等あったわけですが、その中で、市長から来年に向けた税率についての諮問がありました。それについて、今回皆さんとお話ししながら決めていくわけですが、平成３０年に県が加わった形での国民健康保険の制度が発足して、県から標準税率にしてくださいという要望の中で、去年も出席していただきましたのでお分かりだと思いますが、７年間かけて段階的に上げていこうということで昨年は決議をいただきましてそういう答申をさせていただきました。 今年はコロナウイルスがこういった形で流行したということで、いろいろな方向に影響が大きいのではないかと思います。その中で国民健康保険の被保険者の皆様についても影響が大きいのではないかと考えられます。皆さんのご意見をいただく中で、市長に答申してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
保険年金課長	ありがとうございました。 なお本日は、芳賀委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。 それでは、さっそくですが、ただいまから議事に入らせていただきます。「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第３条第１項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしくお願いします。
鈴木会長	それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。本日の出席者は１１名であり、「みよし市国民健康保険運営

事務局	協議会規則」第 6 条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。 はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。酒井委員と加藤委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の鈴木主任主査にお願いします。 それでは議事に入ります。協議事項の「令和 3 年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。 それでは、2 協議事項の令和 3 年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。 着座にて失礼します。本日は会議時間を短縮するため一部の説明について概要のみにさせていただきますのでご了承ください。 本年度も市長より当協議会に対し、「令和 3 年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けております。今回は、令和 3 年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきます。よろしくお願いします。 それでは、A 4 の資料をお願いします。 ここでは、「本市の国民健康保険の現状」を説明しています。 まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。 近年は、国保被保険者数、国保税の額も減少傾向にあります。その一方で 1 人あたりにかかる医療費は増加傾向となっています。 次に、「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」についてです。 平成 20 年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、市町村は国民健康保険税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払います。その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うことになりました。県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることとなりました。今年、11 月に、県が仮算定として示した標準保険税率は昨年度同様に現在の本市の税率よりも高いものとなっています。 次に、3 番目「愛知県国民健康保険運営方針」についてです。 愛知県は、県単位化を実施する際に、県の運営方針を策定しました。その中で、市町村の赤字解消について、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減をすすめていくものとするとしています。 では、資料裏面をご覧ください。 「一般会計からの法定外繰入」についてです。 国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、市の一般会計からの法定繰入を原資として運営しますが、国民健康保険特別会計で不足する場合に、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんします。先程述べたように県の運営方針では、この繰入金について、解消・削減するように促しています。 次に「保険税率の改正状況」についてです。 最近の国民健康保険税率の改正状況については、平成 29 年度に所得割、均等割、資産割、平等割の 4 方式であったものを、資産割を無くした 3 方式に改正しました。 平成 30 年度の改正では、県単位化により県から標準税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要があります。
-----	---

したが、一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準税率に近付ける形での税率改正としました。

令和2年度についても令和元年度に続いて残りの5年間で標準税率に近づくよう改正をおこなっております。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、昨年度同様に国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定外繰入の削減を進めていく必要があります。

また、本年度につきましては、特殊事情としまして新型コロナウイルス感染症の影響が大きく被保険者の皆さんに関わっていることも考慮いただきたいと考えております。

それでは、続いてA3参考資料をご覧ください。

1 ページの1 みよし市国民健康保険の現状は先ほどの資料でご説明した内容を数値で表記しております。

2 ページは当協議会 前回の答申の附帯意見です。

6つの付帯意見の中の1, 2が今回の税率を設定する上での項目となります。

1が、愛知県が示した標準税率を考慮すること。

2が、被保険者の急激な負担にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減することが出来るような税率設定をすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3、4となります。

この2つのポイントは、先程からご説明していますように、3では、県の運営方針で、短期間で急激な被保険者の負担増にならないよう、計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入れの解消・削減をすすめていくこととしていること。

4では、その運営方針を踏まえ、平成29年度の当協議会の答申で、7年間かけて標準税率に近付けていくこととし、昨年度の答申でも、前答申を踏まえ残りの5年間をかけて標準税率に近付けていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、3つの案を示させていただきたいと思えます。

案1は、令和3年度は税率改正をせず、据え置きとする案、案2は、令和3年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案、案3は、これまでの答申を踏まえ令和3年度から令和6年度の4年間で標準税率と同程度とする案としています。

ただし、県から示される標準税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要があると考えています。

3ページをご覧ください。

4 令和3年度 税率改正検討表です。

先ほどの3つの案を具体的に説明していきます。

一番上段の表が平成30年度から令和2年度の税率比較です。右の網掛け部分の計でみると、平成30年度と令和元年度では所得割が8.06%から8.48%で0.42%の増、均等割が40,500円から41,200円で700円の増、平等割は計での変更はありません。

計の右、モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得150万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されない人です。

	モデル世帯の年税額223,700円から231,000円で7,300円、3.3%の増となっております。 この表の一番下には令和元年度と令和2年度の差が記載してあります。1段下の少し小さな表については、今年11月に示された標準税率でそのまま積算した数値がのせてあります。モデル世帯での年税額をご確認いただくと大幅な増額になることが確認できると思います。 その次の表からは、事務局がお示しする3つの案について試算した表となっております。 案1では、令和3年度は、税率改正を行わない場合の表です。 被保険者の負担増はありませんが、同表右から2番目の欄の一般会計法定外繰入金が約1億3,300万円となっております。 案2は、令和3年度で標準税率に近づけた場合です。(標準保険税率とほぼ同程度とした場合) モデル世帯では、283,600円で18.6%の増となります。 一般会計法定外繰入金が約80万円となり法定外繰入金の削減は出来ませんが、被保険者の急激な負担増は避けられない状況になります。 案3は、数年かけて標準税率と同程度にした場合で、平成29年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成30年度から令和6年度までの7回で均等に近づけていくよう採用しているものです。 平成30年度から令和2年度までは既に改正をしているので、残り4回で標準税率に近づける形での改正となります。 令和3年度の改正で、計の部分ですが、所得割9.49%で0.56%増、均等割43,500円で1,400円増、平等割は30,100円で200円の増となります。モデル世帯での年税額は249,700円で、10,600円、4.4%の増となります。 先程説明しました、一番上の表の5段目令和元年度と2年度の差の計の部分で、所得割0.45%増、均等割900円増、平等割は増減無く、モデル世帯の年税額で8,100円、3.5%の増でしたので、上げ幅は若干上がった形となりますが、ほぼ、昨年度の改正と近い形にはなっています。 5ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。 以上、説明とさせていただきます。
鈴木会長	事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。
奥村委員	今年の新型コロナウイルス感染症の影響や経済的なことを考えて据え置きにすることを検討してみてはいかがでしょうか。
鈴木会長	案1ということですね。 その他ご意見ございましたらどうぞ、また質問でも結構でございます。 ご意見がなければ、今の奥村委員からの据え置きに関しまして、事務局の案として案1を採用したいと思いますが、御異議ございませんか。
加藤委員	来年度増税をしないということは、令和6年までが令和7年までになるということですか

鈴木会長	ではそのことについては、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局としましては、被保険者の急激な負担増を抑制しつつ法定外繰り入れを削減することは避けられないと考えており、税率改正の必要性は重々理解しておりますが、現在の世の中の状況として、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、被保険者の方についても、生活、収入等非常にご苦労されている方がいらっしゃることも理解しております。そういった事情を加味すると、令和3年度につきましては、据え置きも一つの選択なのではないかと考えております。 ただし、その場合には現在の7年で標準保険税率に近づける計画をそのまま継続し、計画通り令和6年度までで完了とするのか、又は、1年延ばして8年計画とし、令和7年度まで延長していくのか検討する必要があると考えております。 それにつきましては、A3資料の最後の資料をご覧ください。 8年計画にした場合と7年計画のままの場合がシュミレーションしてあります。 8年計画の場合は、改正回数が残り4回となり今までの計画回数と変わらないため増額幅についても今までとあまり変わりませんが、7年計画を継続した場合は改正回数が1回減ってしまうため若干増額幅が大きくなっており、モデル世帯で年4,000円程度増額となっております。どちらがいいのかを一度お考えいただければ、事務局としましては、そこまで考えていただけるとありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	加藤委員がおっしゃった、ゴールが何年先だというのに関連があると思いますので、8年かけていくのか、7年であと3回で上げていくのか、ゴールをどうするのかこの会としての意見を取りまとめたいと思いますが、ご意見いかがですか。奥村さんどうですか。
奥村委員	今年は大変なところも多いようなので、どうなのでしょう。
鈴木会長	先延ばしにした方がということによってよろしいですか。
石井委員	今72歳、73歳の方は75歳になると後期高齢者に移行していくということですね。そうすると減っていくということですね。
鈴木会長	加入者の動向としてはどうですか。
事務局	現状、国保の加入者は減少しています。
石井委員	そうすると国保の収入は減少するので、先延ばしにすることで、国保の収入は減少してしまうので、当初の7年で計画したのなら、7年にするべきだと思う。1年先延ばしにするなら、来年、今年の分も上乗せするほうが良いと思います。
鈴木会長	ありがとうございます。その他ご意見はいかがですか。
酒井委員	石井委員と一緒に、今年これだけダメージがあったけれども、来年コロナがどうなるかという収まるわけではなく、もっとひどくなるかもしれないと思うと、先延ばしにして、石井さんの意見を考えると、来年は計画のままやって、来年度はもう一度様子を見るというのが、市民の方からの苦情はあると思うが、石井委員の意見も合わせると来年様子を見るのか、持ち越して、7年計画で進めた方が

鈴木会長	私はいいと思います。 わかりました、ありがとうございます。ちょっと整理しますけれども。税率を上げないことについては、皆さんとりあえず了解していただいて、そのあと令和4年度からのお話のときに、ゴールを6年にするのか、7年にするのかということで、6年のままでいったほうがいいのかという石井さんのお話、奥村さんはこのままちょっとまだわからないから延ばした方がいいじゃないと、まだ来年になってからでないと、このコロナの状況がわからないという意見も出ましたので、とりあえずゴールについては意見が分かれている状況のようです。 ですので、ここで今結論を出さず、一旦税率を上げないということでは了解をとれていますので、そこらへんについては、結論的に8年にするのか、7年にするのか出さずに答申をさせていただくというのは無理ですか。
事務局	あくまでこちらの方でご検討いただき、ご審議いただいた内容で結構です。
加藤委員	今、不足分が1億4千万円でこれは、一般の税金から繰り入れているということですね。この通りにやった場合は、市からの繰入金に予定された金額になるが、1年のばすと、1年分市の負担が増加するが、そのことを踏まえて7年後というのを決めたのか、市の負担をとりあえず考えなくてよいから6年でも7年でもよいということになったのか。
事務局	29年度の当時の話なので、当時示させていただいた中で、最終的に市からの一般会計の繰入金はゼロにしていけないといけないというのが原則となります。ゼロにしていくなかで、何年間ですのかを考えた時に、国保加入者の負担がどれくらい増えるのか検討した中で決めた7年と聞いています。 市としては繰入金は税金を投入するので、早くなくなる方がベターですが、国保に加入している人の負担が急激になると、生活等厳しくなるのでそれも踏まえた中で、検討いただいたのが7年と聞いています。
加藤委員	でしたら1年延ばしていいのかなと。 許されるのなら、その方が被保険者としては助かるのではないかとと思うが、それが許されるのかよくわからない。
鈴木会長	前の経緯を知っておりますので説明します。当時県の広域化する段階で、県から標準保険税率が出た段階で、それに7年ぐらいで近づけるようにと提示がありました。7年を守るかどうかはそれぞれの市町村次第ということです。財政が裕福な市町村は長めにとか、いきなり標準保険税率にした市町村もありました。それは市町村の考え方。みよし市はまだ財政も裕福であったので、当時市長とも相談して、段階的に県の示している7年で行こうということになったわけですが、今回コロナがでた状況で、7年が8年になれば、各市町村の段階でそれを許す、許さないは市町村ごとに違うと思います。特に今日、傍聴されている人もおられますが、議会での議論が当然、来年の負担金をやるときにその議論がでる可能性がありますので、こちらでは市長の諮問に対して、こういう風がいいよと一般市民の皆様のご意見として答申をしていく。それを最終的に決めるのは予算

事務局	とかそういうことで議会の中で決まっていくこと手順になります。 よろしいですか、事務局、何か補足は。 先ほどからご意見いただく中で、税率を据え置いた場合に、7年計画か8年計画もご検討いただくのがいいかと思っておりましたが、7年計画はそのままで、来年度以降もご検討いただく機会がございますので、状況をみながらというのも1つかと思っています。
鈴木会長	この立場になって、事務局に聞いたところ、今年は受診控えということがあって、全体的に医療費が若干小さくなっているのではないかとということも聞いていて、全体が小さくなれば、保険から負担する部分も小さくなるので、その辺については、毎年、若干標準保険税率も動くということもあるので、そのあたりは来年にさせていただくということでよろしいでしょうか。 他にご意見はございますでしょうか。 なければ、令和3年度みよし市国民健康保険税の税率については案1を採用して、期間については保留として来年度議論するというごことでご異議はありませんか。 (異議なし) 令和3年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正(案)につきまして、令和3年度については税率を据え置き、税率の改正に係る期間については保留として来年度議論するということと決定いたします。 それでは、事務局にお返しします。
保険年金課長	ありがとうございました。 3 その他 について事務局より説明申し上げます。
事務局	今回、国保税の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。1月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定ですので、それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果と合わせて答申案を作成し、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。また、来年度は課税限度額の改正はない予定と聞いておりますのでご報告させていただきます。今後の法改正等の状況により次回の運営協議会において、必要事項についてご検討いただくこともありますので、ご承知おきください。 それと、もう一点ございます。 例年、委員の皆様へ「新年あいさつ会」のご案内をさせていただいておりましたが、「令和3年新年あいさつ会」につきましては中止となりましたのでご了承いただきますようお願い申し上げます。 以上でその他を終わらせていただきます。
保険年金課長	なお、次回の会議が今年度の最後となっておりますが、令和3年1月29日(金)午後1時30分から予定しております。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしくお願いします。 以上をもちまして「令和2年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。一同、ご起立をお願いします。「一同、礼」ありがとうございました。